

乗用車等の運転者の視界基準の概要

・前方視界基準（新車及び使用過程車に適用する直接視界基準）

1．対象車種

専ら乗用の用に供する自動車（乗車定員11人以上のものを除く。）

車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車

（いずれも使用過程車を含む。）

2．適用時期

平成17年1月1日

3．基準概要（別紙「前方視界基準」（PDF形式）参照。）

(1)要件

自動車の前方2mにある高さ1m、直径0.3mの円柱（6歳児を模したもの）を鏡等を用いず直接視認できること。

(2)適用除外

Aピラー（窓枠のうち車両最前にあるもの）、ワイパー及びステアリングホイールにより死角となる部分。

・直前側方視界基準（新車に適用する間接視界基準）

1．対象車種

軽自動車、小型自動車及び普通自動車（乗車定員11人以上のもの及び車両総重量8トン以上又は最大積載量5トン以上のものを除く。）

2.適用時期

新型生産車：平成17年1月1日以降に製作された自動車

継続生産車：平成19年1月1日以降に製作された自動車

3．基準内容（別紙「直前側方運転視界基準」（PDF形式）参照。）

(1)要件

自動車の前面及び左側面（左ハンドル車にあつては右側面）に接する高さ1m、直径0.3mの円柱（6歳児を模したもの）を直接に又は鏡、画像等により間接に視認できること。

(2)適用除外

Aピラー（窓枠のうち車両最前にあるもの）及び室外後写鏡による一定の大きさ以下の死角

ワイパー、ステアリングホイールにより死角となる部分